

第 96 回信託研究会 議事要録

日時：2025 年 12 月 20 日（日）10 時 00 分～11 時 30 分

場所：金沢星稜大学大屋研究室

出席者：今井、黒田、高橋、大屋（議事録作成者）。以下、敬称略

1. 今後の方向について

前回の研究会で、委託者保護に関する制度等を確認し、他国における委託者の財産の保全に関する裁判、実務及び研究状況の報告がなされたことを踏まえ、今後の展開として、「家族信託」を念頭に、わが国の信託利用による税制の在り方を検討していくことを確認した。

研究の進め方として、まず税制提言の内容を検討してから、その内容に必要な調査検討をしていくを行うこととしてはどうかという意見が出された。

研究論文に関しては、2026 年 9 月締め切りの金沢星稜大学論集への投稿を一応の目標とした。可能であれば、同年 3 月締め切りにも 1 本投稿してはどうかという意見が出た。

2. 税制提言の内容検討

信託を利用した場合の税制優遇措置について、以下の 2 点が出された。

（1）事業承継税制

現在の事業承継税は贈与税の繰り延べ措置として利用が考えられているが、制度が複雑であることや要件のハードルが高いことから利用が進んでいないかとの懸念から、信託を利用した事業承継を取り入れることで、事業承継を行いやすい状況とならないかという意見が出た。信託利用を要件とすることで、事業承継税制に存する問題を解消し、実務的に要件への対応が行いやすくなる等の効果があり、有益な制度が作れるのではないかとの指摘があった。

本税制への提言に向けては以下のようない調査を進めていることとされた。

- ①事業承継税制の確認（要件、使用状況、問題点）
- ②事業承継税制の信託利用による優遇税制の検討（信託の必要性、優位性、独自性）

（2）扶養信託への活用

我が国の現在の超高齢化社会および認知症の罹患に対する法的対応について、家族信託を利用することで解決できることができないかという観点から、親から子へ財産移転をしやすくする一方で、財産の移転の代わりに親の扶養を確約させるという贈与側の願望をも達成できる一定の信託契約の組成には税制上優遇を与えたたらどうだろうかという意見が出た。

本優遇措置の提言に向けては以下の調査検討が必要であるとされた。

- ①扶養信託の概要

②扶養信託の必要性、利用価値の確認

③扶養信託の優遇措置内容の検討

④アメリカ扶養信託の現況確認

以上の2点について、調査、検討していくこととした。

3. 担当

上記の2点について、担当者を決め進めていくこととした。

・事業承継税制の整理（黒田）

・扶養信託の整理（大屋）

・アメリカ扶養信託の調査（今井）

次回は、2026年1月24日（土）10時より金沢星稜大学大屋研究室

ホームページ：<http://shintaku-k.opal.ne.jp/>